

湖沼環境保全制度答申 中環審



中央環境審議会は、湖沼環境保全制度のあり方について環境大臣に答申しました。湖沼の環境改善を目的に、今後推進すべき施策と制度のあり方を提言したものです。特定汚染源対策では、既設の特定事業場に対して負荷量の規制を行うことが適切とするとともに、未規制の小規模事業場に対しても可能な対策を求めることが重要としています。環境省では、この答申を踏まえて湖沼の水質環境保全に関する制度を見直します。

2003 年度の公共用水域水質測定結果によると、水質環境基準の達成状況は河川 87.4%、海域 76.2%であるのに対し、湖沼は 55.2%にとどまっています。湖沼法に基づく 10 の指定湖沼に限ってみると、2003 年度の時点で環境基準を達成しているのは琵琶湖、諏訪湖及び野尻湖の全燐だけで、ほとんどの湖沼で環境基準が達成されていません。

今回の答申では湖沼の水質環境保全における推進すべき対策と制度のあり方をまとめています。その内容は、非特定汚染源対策の推進 自然浄化機能の活用の推進 特定汚染源対策の推進 総合的計画づくり 湖沼の水環境の適切な評価 の5項目です。

工場・事業場の現状を見ると、負荷量規制を受けていない既存の湖沼特定事業場数が全指定湖沼の湖沼特定事業場数の 50%程度残存しているほか、未規制の特定事業場数が全指定湖沼における特定事業場数のおよそ 60%を占めています。また、生活環境項目における工場・事業場の汚濁負荷量割合では、未規制の特定事業場や届出の義務のない小規模事業場の割合が全汚濁負荷量の 10～30%、事業系に限ると 70～90%を占めています。

こうした状況を踏まえて、答申では工場・事業場対策として湖沼法に基づく負荷量規制を受けていない既設の特定事業場に対し、技術的に実施可能な削減対策を基準に規制を行うことが適切であるとしています。また未規制の小規模事業場についても新設の事業場については対策を求めていくことが重要であると提言しています。

資料:2005 年 2 月 7 日付 化学工業日報 p.12

生活環境箇所 佐藤 妙子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

